

市町村	復興産業集積区域の範囲
釜石市	<p>○区域A</p> <p>大渡町、大町、只越町、大只越町、天神町、浜町、東前町、鈴子町、魚河岸、新浜町、港町、松原町、嬉石町、大平町、千鳥町、駒木町、中妻町、八雲町、岩井町、源太沢町、住吉町、新町、上中島町、小佐野町、小川町、桜木町、礼ヶ口町、定内町、野田町、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字釜石第1地割 281-2、281-7、281-19、281-20、281-24、281-25、281-26、281-43、281-46、281-68、281-76、320、321、322、324、325、 ・大字釜石第12地割 135-1、135-2、135-3、138-1、138-2、140-27、140-28、140-29、140-30、140-41、140-43、140-44、140-45 <p>県道 238 号線（吉里吉里釜石線）と市道室浜 6 号線の交会点を中心として半径 300m以内、県道 35 号線（釜石遠野線）と国道 45 号線の交会点を中心として半径 2 km以内、市道轟沢線と市道栗橋 1 号線との交会点を起点とし、市道轟沢線の終点に至るまでの市道轟沢線の中心線から 100m以内、県道 35 号線（釜石遠野線）と遠野市との交会点を起点とし、県道 35 号線（釜石遠野線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道 35 号線（釜石遠野線）の中心線から 300m以内、市道箱崎 13 号線の終点を中心として半径 500m以内、市道箱崎桑ノ浜線の終点を中心として半径 300m以内、市道両石 16 号線の終点を中心として半径 500m以内、国道 45 号線と県道 242 号線（水海大渡線）の交会点を起点とし、県道 242 号線（水海大渡線）と市道鶴住居 33 号の交会点に至るまでの県道 242 号線（水海大渡線）の中心線から 300m以内、市道桜木町上小川線と市道小川町 36 号線の交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点に至るまでの市道桜木町上小川線の中心線から 300m以内、市道桜木町上小川線と市道上小川線の交会点を起点とし、市道上小川線と市道ふれあい湖畔線の交会点に至るまでの市道上小川線の中心線から 200m以内、国道 283 号線（釜石街道）と遠野市の境界線との交点を起点とし、国道 283 号線（釜石街道）と市道野田 48 号線の交会点に至るまでの国道 283 号線（釜石街道）の中心線から 500m以内、国道 45 号線と市道平田上中島線の交会点を中心として半径 1.5 km以内、県道 249 号線（桜峠平田線）と市道本郷桜並木線の交会点を中心として半径 500m以内、国道 45 号線と県道 249 号線（桜峠平田線）の交会点（桜峠北交差点）を起点とし、県道 249 号線（桜峠平田線）と市道小白浜本郷線の交会点に至るまでの県道 249 号線（桜峠平田線）の中心線から 200m以内、国道 45 号線と市道唐丹 21 号線の交会点を起点とし、市道唐丹 21 号線の終点に至るまでの市道唐丹 21 号線の中心線から 200m以内、市道唐丹 58 号線と市道唐丹 54 号線の交会点を起点とし、市道唐丹 58 号線と市道唐丹 22 号線との交会点に至るまでの市道唐丹 58 号線の中心線から 500m以内、市道唐丹 22 号線の始点を起点とし、市道唐丹 22 号線の終点に至るまでの市道唐丹 22 号線の中心線から 200m以内、国道 45 号線と県道 193 号線（唐丹日頃市線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 250 号線（吉浜上荒川線）との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m以内、県道 250 号線（吉浜上荒川線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 250 号線（吉浜上荒川線）と市道唐丹 64 号線との交会点に至るまでの県道 250 号線（吉浜上荒川線）の中心線から 500 m以内、市道唐丹 64 号線の終点を中心として半径 100m以内、県道 193 号線（唐丹日頃市線）と大船渡市の境界線との交会点を起点とし、県道 193 号線（唐丹日頃市線）と国道 45 号線と</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>の交会点に至るまでの県道 193 号線（唐丹日頃市線）の中心線から 200m以内 以上のうち、唐丹町本郷、第 1 種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第 1 種特別地 域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第 1 種特別区域（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土 地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B</p> <p>区域A（市道轟沢線と市道栗橋 1 号線との交会点を起点とし、市道轟沢線の終点に至るま での市道轟沢線の中心線から 100m以内、復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住 宅団地を除く。）を区域Bとする。</p> <p>また、以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p>【箱崎白浜復興産業集積区域】 市道鶴住居 32 号線と市道鶴住居 42 号線の交会点を中心として半径 300m以内、市道鶴住 居 32 号線と市道白浜小学校線との交会点を中心として半径 250m以内。以上のうち復興土地 利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p>【仮宿復興産業集積区域】 市道鶴住居 8 号線の起点を中心として半径 100m以内及び市道鶴住居 8 号線の起点から市道 鶴住居 8 号線と市道仮宿 2 号線との交会点に至るまでの市道鶴住居 8 号線の中心線から 100 m以内及び市道鶴住居 8 号線と市道仮宿 2 号線との交会点を中心として半径 100m以内。 以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p>【尾崎白浜復興産業集積区域】 市道尾崎白浜 5 号線の起点を中心として半径 300m以内。以上のうち復興土地利用計画図に おける住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p>【佐須復興産業集積区域】 市道佐須 2 号線の起点を中心として半径 300m以内。</p> <p>【本郷・花露辺復興産業集積区域】 県道 249 号線（桜峠平田線）と市道本郷桜並木線の交会点を中心として半径 500m以内、国道 45 号線と県道 249 号線（桜峠平田線）の交会点（桜峠北交差点）を起点とし、県道 249 号線 （桜峠平田線）と市道小白浜本郷線の交会点に至るまでの県道 249 号線（桜峠平田線）の中 心線から 200m以内、市道花露辺 4 号線の終点を中心として半径 300m以内。</p> <p>【大石復興産業集積区域】 市道大石 2 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を中心として半径 150m以内及び市道大石 2 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を起点として市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との 交会点に至るまでの市道唐丹 36 号線の中心線から 150m以内及び市道唐丹 36 号線と市道 唐丹 37 号線との交会点を中心として半径 150m以内。</p> <p>ただし、対象区域に含まれる国有林については、森林の機能を確保するため、立木の伐採や 土地の形質の変更等が規制されている区域であることから、立地の際に、許認可等関係法令 との個別の調整が必要になる。</p>

